

命 令 書 (写)

再審査申立人 X組合

再審査被申立人 Y1会社承継人Y2会社

上記当事者間の中労委平成27年(不再)第52号事件(初審富山県労委平成27年(不)第1号事件)について、当委員会は、平成29年1月18日第227回第三部会において、部会長公益委員三輪和雄、公益委員鎌田耕一、同山本眞弓、同鹿野菜穂子、同森戸英幸出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 初審決定を取り消す。
- 2 再審査申立人の本件救済申立てを棄却する。
- 3 再審査申立人のその余の再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 再審査申立人X組合(以下「分会」という。)は、再審査被申立人Y2会社(後記第3の1(1)の数次の組織変更等により現在に至っている。以下においては、組織変更等の前後を通じて「会社」という。)が、会

社のB1油槽所における組合掲示板及びキャビネットの使用制限並びに構内駐車拒否を議題とする平成26年10月30日（以下「平成」の元号を省略する。）付け及び同年12月1日付けの分会の団体交渉申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）を拒否したことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、27年2月24日、富山県労働委員会（以下「富山県労委」という。）に本件救済申立てを行った。

- (2) 富山県労委は、27年11月4日付けで、本件において、分会の中に労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に該当する組合員の存在を認めることはできないから、本件救済申立ては労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第33条第1項第5号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなき」に該当するとして、分会の本件救済申立てを却下する決定（以下「初審決定」という。）をし、同月11日、当事者双方に対し、決定書を交付した。
- (3) 分会は、27年11月19日、初審決定を不服として、当委員会に対し、本件再審査を申し立てた。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 分会が行った本件団交申入れに誠意をもって応じること
- (2) 謝罪文の掲示及び社内報への掲載

3 本件の争点

- (1) 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）。
- (2) 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）。
- (3) 上記(2)に当たらないとして、分会の本件団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）。

第2 当事者の主張の要旨

1 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）について

(1) 分会の主張

富山県労委は、27年6月26日開催の第1回調査において、組合及び会社双方からの書面提出を待って今後の手続の進め方を決めることとしたにもかかわらず、第2回調査を行っておらず、また、労組法第27条の6第1項が「労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない」と定める分会への意見聴取を行わず、審査計画を定めることなく初審決定をしている。さらに、同県労委は、初審決定に添付した書面において命令を発するに熟すると認めたと記載しているが、何をもって命令を発するに熟すると認めたのかその説明を行っていない。このように、富山県労委の審査手続には不備があり違法である。

(2) 会社の主張

分会の主張は争う。初審手続に分会主張のごとき不備ないし違法はない。

2 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）について

(1) 分会の主張

会社は、分会との関係において、集团的労使関係における使用者に該当することが明らかである。

初審決定は、「本件において、分会の中に労働組合法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に該当する分会員の存在を認めることはできないから、会社が団体交渉応諾義務を負わないことは明らかである」

と判断するが、この判断は、「定年退職制度」や「再雇用制度」という制度上の規定によって就業を終了すれば、労働者と会社との関係はその時点で消滅し、一切の労使関係、労使の課題、係争案件の何もかもが無くなるとするものであって、会社がこれまで分会及びその上部団体であるA1組合に対し行ってきた労働組合弾圧や不当労働行為の数々から目を背ける不当なものである。

(2) 会社の主張

本件団交申入れの時点で、過去に会社の従業員であった分会の組合員は、全員既に満60歳に達して定年退職し、かつ、その定年退職から長期間が経過しており、さらに、B1油槽所には、本件団交申入れの5年以上前である21年5月以降現在に至るまで、会社の従業員としては管理職である所長1名のみが配置され、同油槽所で業務に従事する他の者は業務委託によりまかなっているため、同油槽所に労働組合加入資格を有する会社の従業員はそもそも存在しない。

以上のとおり、B1油槽所において、分会に所属する会社の従業員は存在せず、分会に会社が現に雇用する労働者が含まれていないのであるから、分会の本件救済申立てを却下した初審決定は相当である。

3 分会の本件団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）について

(1) 分会の主張

会社が、分会の26年10月30日付け及び同年12月1日付け本件団交申入れを拒否したことは、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

分会は、25年7月16日付け「団交要求書」送付以降、会社に対して団体交渉開催を要求しているが、会社は書面で対応するのみであり、団体交渉を拒否し続けている。会社は、同月4日付けの「B1油槽所会

社代表の廃止と団交メンバー変更の件」とする一方的な文書によって、B 1 油槽所長を団体交渉メンバーから外し、B 1 油槽所の実態や労使関係を全く知らない者を団体交渉メンバーに据えようとしている。これは、会社において端から分会の団体交渉要求に応じる考えがないことの表れと解するのが自然である。

(2) 会社の主張

会社は、分会の26年10月30日付け及び同年12月1日付け本件団交申入れに対し、団体交渉開催の要求をする具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等を説明するよう求めていたのであって、団体交渉を拒絶したことはない。これに対し、分会はこれらの説明を行っていないのであり、会社の対応が正当な理由のない団体交渉拒否であると論難されるいわれはない。

本件団交申入れに係る「団交要求書」に記載されている組合掲示板・キャビネットの使用制限及び構内駐車拒否という分会の主張は、会社が、分会の組合員のB 1 油槽所への入構及び構内施設の利用について、入構時間や利用可能な施設の範囲、事前の申請手続等を定めたことを会社による施設の使用制限又は拒否とするものと推察されるが、この措置は、24年12月末日以降、分会及びその上部団体であるA 1 組合の組合員に会社の現役従業員はいないことを前提として、会社施設の管理及び保安等の観点から、B 1 油槽所への入構及び構内施設への利用に関して外来者と同様の一定のルールへの遵守を求めたにすぎず、これらのルールの設定が不当な使用制限や拒否などとは到底言えないことは明らかである。

また、分会は、B 1 油槽所における会社側団体交渉メンバーの変更についても縷々主張するが、団体交渉における使用者側の代表者は使用者において自由に決められるべきものであるから失当というほかない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 会社は、肩書地に本社を置き、富山県にB 1油槽所を置くほか、全国に支店、営業所、油槽所等を有し、石油製品の製造・加工・販売等を行っている。本件の初審及び再審査申立時の被申立人であったY 1会社は、従前B 2会社と称していたところ、昭和5 7年3月にB 3会社に商号を変更し、1 2年2月にB 4会社に組織変更した後、1 4年6月にB 5会社等と合併してB 6会社となり、その後、2 4年5月2 1日に、グループ会社の再編によりY 1会社に組織変更し、2 9年1月1日に、Y 2会社に吸収合併された。2 7年末のY 1会社の従業員は5 9 2名であった。

(2) 分会は、A 1組合A 2分会連合会（以下「A 2分会連」という。）の下部組織であり、肩書地に事務所を置き、B 1油槽所に勤務していた会社の元従業員により組織される労働組合である。分会規約では、「B 1油槽所の従業員と退職者は、この組合の組合員になることができる。」と規定されていて、その組合員は本件再審査結審時（2 8年9月2 7日）において4名であり、全員が会社の元従業員である（後記2(2)）。

なお、A 1組合は、昭和5 7年9月2 5日にC組合から分離・独立して結成された労働組合であり、下部組織として、A 2分会連のほか、A 3支部連合会、A 4支部連合会及びA 5分会連合会を置いている。

2 B 1油槽所における組合掲示板等の貸与

(1) 会社は、昭和4 5年頃、B 1油槽所における当時のC組合の分会に対し、B 1油槽所内に組合掲示板を貸与していたところ、その後、B 1油槽所のC組合の組合員がいなくなり、分会が組合掲示板を使用している。この組合掲示板は1 5年に新しいものに更新された。

また、会社は、1 6年頃までに、分会に対しキャビネットを貸与した。

組合掲示板は縦0.94メートル、横1.21メートルのホワイトボードで、B1油槽所内の休憩室と事務室との連絡通路の壁に設置されており、キャビネットは幅約0.8メートル、高さ約2.0メートル、奥行約0.6メートルのもので、B1油槽所内の休憩室に配置されている。組合掲示板及びキャビネットの貸与に関する会社と分会との協定は締結されていないが、本件再審査最終時に至るまで、会社が組合掲示板及びキャビネットの撤去等を求めたことはなかった。

- (2) 18年2月、B1油槽所に勤務していた最後の分会の組合員であったA6が会社を定年退職し、B1油槽所に勤務する分会の組合員はいなくなった。

分会は、これ以降も、上部団体であるA1組合の指示に基づき、B1油槽所内の組合掲示板に掲示物を掲示し、また、キャビネットを使用していた。会社は、後記3(1)の24年12月27日付け「B7油槽所及びB1油槽所への出入り等の取り扱いについて」と題する文書（以下「24.12.27文書」という。）の発出以前に、分会の組合員の立入りに関して許可等を得ることを求めることはなかった。

なお、分会の組合員の退職以降、分会と会社間には、例えば退職の効力を争うなどの、分会の組合員の雇用関係や労働条件等についての紛争はなかった。

- (3) 分会の組合員である従業員が存在しないこととなった後においても、18年9月27日、会社の設備である簡易トイレ撤去及び入構ゲート設置を議題として、分会と会社との団体交渉が行われたり、23年1月12日にはB1油槽所会社代表の変更について事務折衝が行われるなどしていた。
- (4) 21年5月以降、本件再審査最終時に至るまで、B1油槽所の会社の従業員は管理職である所長1名のみとなり、同油槽所の事務については業務委託されていた。

3 24.12.27文書発出以降の会社と分会との関係

- (1) 後記(2)のとおり、A1組合の組合員であるA7の退職により、A1組合の組合員で会社に雇用される者が存在しなくなることから、会社は、24年12月27日、A2分会連に対し、翌年以降、B1油槽所へのA1組合の組合員の立入り等について、24.12.27文書で次のとおり通知した。
- ① B1油槽所への立入りは、原則として組合掲示板を利用する場合に限ること、同油槽所の職場内（食堂休憩室・喫煙室を含む）への立入りは禁止すること、会社施設の管理、保安の観点から、会社敷地内でビラの配布・演説・物品販売その他の活動等を行うことは認められないこと
 - ② 上記の目的でB1油槽所に立ち入ることのできる時間帯は、会社所定休日を除く会社の営業日の午前9時00分から午後4時50分までとし、立ち入る場合には、事前に、目的を明示して各油槽所の責任者に申し込み許可を得ること
 - ③ 上記の許可申請があった場合には、立入時間、立ち入る者、立入経路等は会社が決定すること
 - ④ 組合掲示板等の明渡しについてはA1組合本部との団体交渉での話合いに委ねることとする
- (2) 24年12月末日をもって、A1組合の組合員で会社のB8工場に勤務していたA7が会社を退職し、これにより、A1組合の組合員で会社に雇用される者はいなくなり、その後においても、会社の従業員でA1組合に加入した者はいない。
- (3) 25年1月頃、A2分会連は、会社に対し、24.12.27文書について団体交渉を申し入れた。

会社は、当該案件を会社側議題として、25年2月7日に団体交渉を開催することに同意し、同月6日に事務折衝が行われた。同折衝において、A2分会連は、上記議題はA1組合本部と会社との間で話合いを進めてい

く議題であるので、団体交渉の議題としない旨を表明し、結局、同月7日開催された団体交渉では、上記案件については協議されなかった。

なお、当時のA2分会連の執行委員長は、分会執行委員長でもあるA8が兼務していた。

- (4) 25年4月23日及び同月24日、分会の組合員がキャビネット内の組合物品の出し入れと組合掲示板の掲示物の貼り替えのためB1油槽所に赴いたところ、会社は、事前の申入れがないとして入構を拒否した。

また、同じ頃、分会の組合員が自動車でB1油槽所に赴いたところ、会社は事前の申入れがないとして入構を拒否したことがあった。

4 本件団交申入れに至る経過

- (1) 25年5月16日、分会は、会社に対し、「組合掲示板の貼り替え要求拒否について」を議題として、同月17日に団体交渉を行うよう申し入れたが、この団体交渉は、A8の都合により開催されなかった。
- (2) 25年5月27日、分会は、会社に対し、「組合物品の出し入れ及び掲示板貼り替え要求拒否に対する抗議並びに申し入れ」と題する文書により、前記3(4)の会社の対応について、分会に対し一切の組合活動をさせないことを狙いとするものである旨抗議した。
- (3) 25年6月6日、分会の組合員がB1油槽所に赴いたが、会社は、事前の申入れがないとして入構を拒否した。
- (4) 25年7月4日、会社は、A2分会連及び分会に対し、「B1油槽所会社代表の廃止と団交メンバー変更の件」と題する文書を発出し、①B1油槽所会社代表のポジションを同日付けで廃止し、分会に対する会社代表は中京地区会社代表が兼務することとしたこと、②A2分会連及びその関係分会からの申入れに対しては、会社として中京地区会社代表が団体交渉メンバーとして対応すること等を通知した。
- (5) 25年7月5日、会社は、A1組合本部及び分会に対し、「貴X組合本

年5月27日付「抗議並びに申し入れ」の文書について」と題する文書で、24.12.27文書で通知したとおり、B1油槽所への立入りについては事前に申込みが必要であり、事前申込みがあり24.12.27文書で示した組合掲示板の利用を目的とするものであれば立入りを認めるのであって、会社は「一切の組合活動をさせないこと」を意図しているものではない旨通知した。

(6)ア 25年7月16日、分会は、会社に対し、「組合掲示板の貼り替え要求拒否について」を議題として、同月30日又は同月31日に団体交渉を行うよう申し入れ、同月24日には、前記(4)の団体交渉メンバー変更を議題として追加する旨通知した。

イ これに対し、会社は、同月25日、A2分会連及び分会に対し、組合掲示板の貼り替えの拒否をした事実はないこと、B1油槽所への立入りの際、事前に申込みがあり、組合掲示板の利用を目的とするものであれば、立入りを認めることは既に通知したとおりであること、24.12.27文書については、分会執行委員長A8が執行委員長を兼務するA2分会連が団体交渉開催を要求する一方、分会は、実質的に上記文書に関連する内容について全く別個の議題として団体交渉を要求しており、分会申し入れに係る議題で分会と話し合うことには疑義があるとして、効果的かつ効率的に話し合いができるよう再考を求める旨通知した。

また、会社は、同月30日、A2分会連及び分会に対し、分会から追加議題として申し入れられた団体交渉メンバーの変更について、会社の前記(4)の通知文書は、会社の組織変更を事務的に連絡したもので、団体交渉議題には当たらない旨通知した。

(7)ア 25年7月31日、分会は、前記(6)イの会社からの文書について、「抗議並びに団交申し入れ」と題する文書で、会社が分会の団体交渉要求を拒否し、その上、労使関係を熟知しているB1油槽所長を団体交渉メン

バーから外し、分会とB1油槽所との間の労使関係を全く知らない者を団体交渉メンバーとしたことは許しがたいものであるので、嚴重に抗議するとともに、分会の追加案件も含め早期に団体交渉日時を確認し団体交渉を開催することを求める旨要求した。

イ これに対し、会社は、同年8月7日、A分会連、分会等に対し、「本年7月31日貴組合「抗議並びに団交申し入れ」他について」と題する文書で、分会との団体交渉に関しては、前記(6)イで回答したとおりであるので、それに対する返答によって検討したい旨回答した。

(8) 25年10月17日以降、分会は、会社に対し、24.12.27文書の趣旨に従って事前に申入れを行った上でB1油槽所内に入構し、組合掲示板及びキャビネットを使用するようになった。

5 本件団交申し入れについて

(1)ア 26年10月30日、分会は、会社に対し、「2013年4月24日以降の、X組合組合掲示板・キャビネットの使用制限並びに構内駐車拒否について」を議題として、26年11月7日に団体交渉を行うよう申し入れた。

イ 同月26日、A8は、会社との事務折衝の窓口である物流統括部に架電し、上記の団体交渉要求に対する返事がないこと理由を質問したところ、同部の従業員は、団体交渉要求書は届いており本社に回した、この間、何回か返事をしているので今回は返事はしなくてもよいとのことで返事をしていない旨回答した。

(2) 26年12月1日、分会は、会社に対し、前記(1)アと同一の内容を議題とする団体交渉を同月15日に行うよう再度申し入れた。

(3) 26年12月10日、会社は、A1組合本部、A2分会連及びA4支部連合会に対し、「貴組合からの出状文書について」と題する文書（以下「26.12.10文書」という。）で、前記(1)及び(2)の本件団交申し入れに対す

る回答については、既に文書で繰り返し伝えたとおりであり、団体交渉要求の具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等に関して文書で示すよう求めていることに対応することを求めた。なお、会社は、上記文書において、その内容を下部組織にも伝達徹底するよう求めていた。

また、会社は、26.12.10文書で、A1組合の組合員が全員既に退職している事情に鑑みれば、会社施設の安全管理の必要上外来者として一定のルールを守る必要があり、同組合の組合員が従業員と全く同様に事業所に入構できるというわけにはいかないが、24.12.27文書のルールを守る限り、組合掲示板等については従来どおり使用できるよう取り計らっており、使用制限を加えているとは考えていない旨、現在A1組合及びその下部組織が会社施設内で使用している組合事務室や組合掲示板等の全ての明渡しについては、A1組合本部との話し合いによって早急に実現できるよう努力したい旨併せて通知した。

(4) 27年2月24日、分会は、富山県労委に本件救済申立てを行った。

同県労委は、同年6月26日に開催された第1回調査において、当事者の主張を確認し、書証の申出のあった文書を取り調べた上、分会に対し釈明を求め、今後の手続の進め方については双方からの書面提出を待つて決めるとしたところ、分会からは同年8月31日付けで「準備書面(1)」が、会社からは同年9月29日付けで「第2準備書面」が提出され、これら各書面の提出を待つて、同県労委は、同年11月4日付けで、分会の本件救済申立てを却下する決定をし、同月11日、初審決定書を交付した。

分会は、同月19日、初審決定を不服として、当委員会に本件再審査を申し立てた。

(5) 本件再審査終結時現在まで、会社は、本件団交申入れに応じていない。

また、分会は、26.12.10文書記載の団交要求の具体的理由や団交議題の趣旨や目的等について回答することはなかった。

なお、本件再審査終結時現在、24.12.27文書及び26.12.10文書にあるA1組合本部と会社との組合掲示板等の撤去等に関する話合いは進んでいない。

第4 当委員会の判断

1 本件初審の審査手続には、十分な審理がされていないなどの手続上の違法があるか（争点1）について

分会は、富山県労委が、第1回調査において、組合及び会社双方からの書面提出を待つて今後の手続の進め方を決めることとしたにもかかわらず、第2回調査を行わずに分会の本件救済申立てを却下したとして、このような同県労委の審査手続には不備があり違法であると主張する。

しかしながら、初審決定は、当事者の主張や証拠に基づき、分会の中に労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に該当する組合員の存在を認めることはできないことその他を認定し、これを前提として、分会の本件救済申立てが労委規則第33条第1項第5号に該当すると判断しているところ、富山県労委は、第1回調査において、当事者の主張を確認し、書証の申出があった文書を取り調べた上、分会に対し釈明を求め、今後の手続の進め方については双方からの書面の提出を待つて決めるとし、分会からは27年8月31日付け「準備書面（1）」が、会社からは同年9月29日付け「第2準備書面」が提出されていることが認められる（前記第3の5(4)）。そうすると、初審決定はこれらの当事者の主張、立証を踏まえて上記のとおり認定及び判断をしたものであり、提出された主張や証拠文書によれば、その判断に必要な主張及び立証は相応に尽くされているといえるのであって、初審の審査手続には特段の違法はないというべきである。

分会は、富山県労委は労組法第27条の6第1項が定める審問開始前の

意見聴取を行わず、審査計画を定めないまま初審決定を下している違法があると主張するが、同条項は、労働委員会に対して審問を行う前に策定することを義務付ける審査の計画に関する意見聴取を定めた規定であり、審問を経ずに発令された本件の却下決定に同条項の適用がないことは明らかである（なお、命令の場合であっても、審問は必要があると認めたときに行うものであって（労組法第27条第1項）、その必要がないときは審問を経ないで命令を発することもできるとされている（労委規則第43条第4項参照）。）。そうすると、この点からも初審の手続には分会主張の違法はないといえる。

また、分会は、富山県労委が初審決定をするに際し、命令を発するに熟すると認めた理由を説明していないとも主張するが、上記認定の初審決定に至る経緯に照らすと、分会主張のようにその理由が具体的に説明がされていないことにより、初審の審査手続や決定が違法となることにはならない。いずれにしても、分会の主張を採用することはできない。

2 本件救済申立てに係る分会の主張する事実は、労委規則第33条第1項第5号に該当するといえるか（争点2）及び分会の本件団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか（争点3）について

(1) 分会は、初審決定が、分会の中に労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に該当する組合員が存在しないことから、労委規則第33条第1項第5号を適用して分会の本件救済申立てを却下したことは誤りであると主張する。

(2) 18年2月にB1油槽所に勤務していた最後の分会の組合員であるA6が会社を定年退職して以降、B1油槽所に勤務する組合員はいなくなり（分会規約によれば、分会の組合員の資格はB1油槽所の会社の従業員と退職者とされているところ、21年5月以降、B1油槽所の会社の従業員は管

理職である所長1名のみとなり、分会の組合員となり得る者が存在しなかった。)、会社全体でも、24年12月末日をもって、会社のB8工場に勤務していたA7が会社を退職して以降、A1組合の組合員で会社に雇用される者はいなくなった。また、分会の組合員の退職以降、分会と会社間には、退職の効力を争うなどの、分会の組合員の雇用関係や労働条件等についての紛争はなかった(前記第3の1(2)、2(2)、(4)、3(2))。

そして、分会の本件団交申入れは26年10月30日及び同年12月1日にされているのであり(同5(1)ア、(2))、B1油槽所における最後の分会の組合員が会社を退職したことによって、会社の従業員である分会の組合員が一人も存在しないこととなってから8年6か月以上が経過していた。また、本件団交申入れにおける議題は、「組合掲示板・キャビネットの使用制限並びに構内駐車拒否」であり、分会の組合員と会社との労働条件や退職の効力その他の労働契約関係ないし雇用関係に関するものではなかった。

他方で、分会は、B1油槽所に勤務する分会の組合員が退職した後も、それ以前から使用していたB1油槽所内に設置された組合掲示板に掲示物を掲示し、キャビネットを使用し続けていたのであり、組合掲示板及びキャビネットの貸与に関する分会と会社との協定は締結されていなかったものの、会社は、24.12.27文書が発出されるまでは、分会の組合員の立入りに関して会社の許可等を得ることを求めることはなく、分会に対し組合掲示板及びキャビネットの撤去等を求めることもなく、また、A1組合本部と会社との組合掲示板等の撤去等に関する話し合いは進んでいなかった(同2(1)、(2)、5(5))。さらに、分会の組合員が退職した後に、分会と会社は、会社の設備等に関する団体交渉や事務折衝を行ったことがあった(同2(3))。

(3) 以上を総合して検討すると、本件団交申入れは、分会の組合員が全員退

職して相当長期間が経過した後にされたものであり、その交渉議題は、直接に組合員の労働条件等に関する事項ではなく、これが分会自体の組合活動に関する事項であるということではできても、分会は従業員である組合員を擁しておらず、分会規約によれば、分会の組合員の資格はB 1 油槽所の会社の従業員と退職者とされているのに対し、B 1 油槽所には管理職である所長のほかは会社の従業員がおらず、会社において分会に加入する資格がある者が存在しないのであるから、分会の組合活動は、労組法が予定する集团的労使関係に関し、又はそれを前提とする活動としての側面に乏しいものともいえる。そうすると、本件団交申入れについての交渉議題は、労組法上の団体交渉の議題として適当な事項であるか、換言すれば会社においてこれに応諾すべき義務が生じるような事項であるかについても、疑問が残るところである。しかし他方、前記(2)認定の分会の組合員が退職した後も、分会が組合掲示板等を使用し続けていたことその他の事情に加え、当委員会に顕著な分会等の下部組織を含むA 1 組合と会社との本件に至る前の労使紛争の経緯等に照らすと、本件団交申入れの交渉議題との関連においては、分会と会社との集团的労使関係がなお継続しているとみる余地がないわけではなく、現段階においてこれを直ちに否定することには躊躇を覚えるところでもある。

- (4) そこで、進んで、会社の行為が労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるかについて、更に検討しておくこととする。

分会は、会社が26年10月30日付け及び同年12月1日付け本件団交申入れを拒否したことが、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であると主張する。

これに対し、会社は、本件団交申入れに対し、団体交渉要求をする具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等を説明するよう求めたが、分会はこれらの説明を行っていないのであり、同号にいう団体交渉拒否には当た

らないと主張する。

会社が分会の要求する本件団交申入れに応じていないのは前記第3の5(1)ないし(3)のとおりであるが、同申入れの議題である組合掲示板やキャビネットの使用等をめぐっては、会社による24.12.27文書の発出を端緒として労使間でやり取りが行われていること（同3及び4）に照らし、前記(2)の事実に加え、同文書発出以降の経緯を含めて検討する。

ア 会社は、24年12月末日限りA1組合の組合員のうち会社に雇用される者がいなくなることから、分会の組合員がB1油槽所へ立ち入る際に事前に申込みをして許可を得るよう求める24.12.27文書を発出した。これに対し、A2分会連は、24.12.27文書について会社に団体交渉を申し入れ、当該案件を会社側議題として、25年2月7日にA2分会連と会社との団体交渉の開催が予定されていたが、当該団体交渉の直前になって、上記議題はA1組合本部と会社との間で話し合いを進めていく議題であるので今回の団体交渉の議題とはしない旨をA2分会連側が表明し、結局、団体交渉は開催されたものの、上記議題については協議されなかった（前記第3の3(1)ないし(3)）。そうすると、会社は、この時点において、本件団交申入れと共通の議題に関するA2分会連との団体交渉を拒否しておらず、むしろ交渉に応じる姿勢を見せていたといえる。

一方、24.12.27文書発出後、分会の組合員が、それまでと同様にキャビネット内の組合物品の出し入れと組合掲示板の掲示物の貼り替えのためB1油槽所に赴いたところ、会社から事前の申入れがないとして入構を拒否されたことがあったことから、分会は、これを「組合掲示板の貼り替え要求拒否」であるとして、25年5月16日付け及び同年7月16日付けで団体交渉を申し入れている（同3(4)、4(1)、(6)ア）。しかし、分会のこの団体交渉申入れは、上記のA2分会連の団体交渉申

入れとその内容が実質的に重複しているというべきであり、分会がA 2分会連の下部組織であり（同1(2)）、当時、A 8が分会執行委員長とA 2分会連執行委員長を兼務していたこと（同3(3)）も併せ考えれば、会社が、分会からの団体交渉申入れに対し、同月25日付け文書で、24.12.27文書に関する事項についてはA 2分会連から既に団体交渉申入れがなされていること等からの疑義を呈して団体交渉議題の整理を求めたこと（同4(6)イ）は、会社の対応としてもっともなものといえることができる。

ところが、分会は、上記会社の対応は団体交渉拒否であるとして抗議するのみで、会社の求める団体交渉議題の整理に応じる姿勢を全く見せることなく、その後の本件団交申入れに至っている（同4(7)ア、5(1)ア、(2)）。

イ また、会社は、本件団交申入れについて、A 2分会連等に対し、26.12.10文書で、団体交渉要求の具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等に関して文書で示すよう求め、このことは既に文書で繰り返し伝えたとおりである旨回答し、その旨を下部組織にも伝達徹底するよう求めていたが、分会は、団体交渉要求の具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等に関して文書によるものを含め回答することはなく、結局、本件団交申入れに対応する団体交渉は行われていない（前記第3の5(3)、(5)）。

以上のほかに、B 1油槽所における組合掲示板等の撤去等についてはA 1組合本部と会社との団体交渉での話合いに委ねることをA 2分会連側が表明していること（同3(3)）も併せ考えれば、分会が、25年7月16日付け団体交渉申入れ（同4(6)ア）から1年以上の空白期間を経て、26年10月30日及び同年12月1日に至り、A 1組合本部との交渉案件であるB 1油槽所の組合掲示板等の使用に関し本件団交申入れを行

ったことについて、会社が前記アと同様の疑義を呈し、26.12.10文書において、本件団交申入れの具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等に関して文書で示すよう求めたことについても相応の根拠があったというべきである。

ところが、分会は、団体交渉要求の具体的理由及び団体交渉議題の趣旨や目的等について全く回答することなく、本件救済申立てに至っている。

ウ なお、これに付随する事情として、次のようなことも認められる。

会社は、本件団交申入れについて、分会に対し、26.12.10文書で、A1組合の組合員が既に全員会社を退職していることから、会社施設の安全管理の必要があるとして、分会の組合員のB1油槽所への入構に際し外来者と同様の一定のルールの遵守を求めているが（前記第3の5(3)）、油槽所が危険物である石油製品を扱う場所であることなどを考慮すれば、会社の申入れそれ自体には相応の合理性があるものといえることができる。そして、会社が、組合掲示板等については上記の点を除き分会において従来どおり使用できるよう取り計らっていること、組合活動を制限するつもりがない旨を分会に対し繰り返し説明していること（同4(5)、(6)イ、5(3)）、また、25年10月17日以降、分会は、事前に申入れを行った上でB1油槽所の組合掲示板等を使用するようになっていて、組合掲示板等の使用自体が制限されているのではないこと（同4(8)）からすると、会社は、上記のとおり、安全管理の必要性により分会員のB1油槽所への入構に際し外来者と同様の一定のルールの遵守を求めたとみることができるのであって、そのことにより組合掲示板等の使用を制限しようとする意図があったとまでは認められないというべきである。

(5) 以上によれば、会社は分会の本件団交申入れに応じてはいないものの、

その対応には正当な理由があり、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるといふことはできない。

なお、分会は、25年7月4日付けの「B1油槽所会社代表の廃止と団体交渉メンバー変更の件」と題する文書によりB1油槽所長を団体交渉メンバーから外したことは、会社が分会の団体交渉要求に応じる考えがないことの表れと解するべきであると主張するが、この文書は、会社が中京地区会社代表に団体交渉権限を付与したことを通知するものであって（前記第3の4(4)）、B1油槽所における会社側団体交渉メンバーの変更を通知したものに過ぎないと解されるのであり、それ以上に、これが会社が分会との団体交渉に応じる考えがないことの表れであるとする根拠を見出すことはできない。

- (6) その上で、争点2について判断すると、初審決定は、労委規則第33条第1項第5号を適用して本件救済申立てを却下しているが、同号は、「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなき時」に却下することができることを定めるものであるところ、本件にあっては、初審において調査の手續が行われ、当該手續の中で、分会は、不当労働行為救済申立書以下主張書面2通、甲第1号証ないし第13号証を提出し、会社は、答弁書以下主張書面3通、乙第1号証ないし第4号証を提出しており、また、当審において、調査が3期日行われ、分会は、再審査申立書以下主張書面5通、甲第14号証ないし第17号証を提出し、会社は、答弁書以下主張書面4通、乙第5号証ないし第8号証を提出しているところである。

そうすると、本件においては、初審及び再審査の手續において詳細な主張立証がされ、これに基づいて初めて当事者の主張の当否について検討や判断ができたのであり、現にそのような手續が進行しているのであって、これを労委規則第33条第1項第5号所定の「申立人の主張する

事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきに該当するとい
うことはできない。

3 結論

以上のおりであるから、本件救済申立てに係る分会の主張する事実は
労委規則第33条第1項第5号には当たらないが、分会の本件団交申入れ
に対する会社の対応について労組法第7条第2号の不当労働行為は成立し
ないので、分会の本件救済申立てを却下した本件初審決定を取り消して、
本件救済申立てを棄却し、分会のその余の再審査申立てを棄却することと
して、労組法第25条第2項、第27条の17、第27条の12、労委規
則第55条を適用して、主文のおり命令する。

平成29年1月18日

中央労働委員会

第三部会長 三輪 和雄 ・